

神奈川県 の 給 与 ・ 定 員 管 理 等 に つ い て

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 8,741,025	千円 1,747,717,192	千円 6,024,263	千円 810,956,146	% 46.4	% 47.0

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 72,740	千円 351,222,231	千円 100,384,682	千円 155,887,988	千円 607,494,901	千円 8,352	千円 7,596

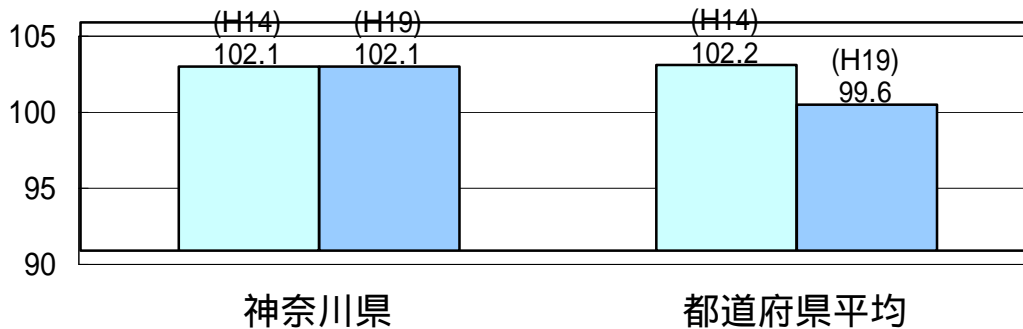
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成19年度の給与抑制措置

知事、副知事、出納長、教育長及び常勤監査委員 給料・地域手当 6%抑制

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	440,711円	439,719円	992円 (0.23%)	0.23%	0.23%	0.35%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
18年度	4.50月	4.45月	0.05月	0.05月	4.50月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神奈川県	44.5 歳	375,559 円	493,292 円	435,446 円
国	40.7 歳	325,724 円	-	383,541 円
都道府県平均	43.6 歳	354,147 円	436,429 円	396,019 円

技能職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース(試算値) (C) 3
神奈川県	52.4 歳	768 人	370,390 円	452,336 円	424,727 円	-
うち学校技能職	55.8 歳	283 人	386,539 円	472,054 円	442,609 円	7,556,749 円
うち庁舎技能職	52.2 歳	118 人	340,735 円	435,580 円	392,271 円	6,894,861 円
うち電話交換職	50.7 歳	70 人	389,276 円	455,979 円	434,321 円	-
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	-	320,514 円	-
都道府県平均	47.9 歳	575 人	338,849 円	393,549 円	371,181 円	-

区分	参 考					
	平均年齢	平均給与月額 (B)	年収ベース(試算値) (D) 3	比 較		
				対応する(A)・ (C)の区分	A / B	C / D
民間事業者平均 1	53.8 歳	432,141 円	-	神奈川県	1.05	-
民間事業者平均 (用務員) 2	53.9 歳	227,200 円	3,284,300 円	学校技能職・ 庁舎技能職 4	2.03	2.24

1 民間事業者平均の数値は、「職種別民間給与実態調査」で公表された数値を平均したものである(調査実人数58人)。

2 民間事業者平均(用務員)は、「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が作成したデータを使用している(平成16~18年の3ヶ年平均、都道府県別の数値は公表されていないため全国平均の数値)。ただし、本件職員の数値は任期の定めのない常勤職員のみとなっているのに対して、民間事業者の数値には非常勤職員(パート、アルバイト等)も含まれているなど、雇用形態、経験年数等が大きく異なっており、比較する際には留意する必要がある。

3 年収ベース(試算値)のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員(C)においては試算した期末・勤勉手当の額、民間(D)においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

4 民間事業者平均(用務員)と比較する学校技能職・庁舎技能職の数値は、平均給与月額(A)及び年収ベース(試算値)(C)を加重平均したものである。

高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	47.4 歳	440,427 円	538,671 円
都道府県平均	44.4 歳	401,470 円	469,882 円

小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	43.4 歳	387,009 円	468,914 円
都道府県平均	43.8 歳	389,710 円	452,184 円

警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神奈川県	39.9 歳	348,661 円	507,358 円	405,852 円
国	42.0 歳	332,446 円	-	379,710 円
都道府県平均	40.7 歳	344,824 円	493,047 円	390,204 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分	神 奈 川 県		国
一般行政職	大 学 卒	194,480 円	197,120 円
	高 校 卒	157,080 円	152,240 円
技能職	高 校 卒	161,260 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	217,140 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	217,140 円	-
	高 校 卒	192,610 円	-
警 察 職	大 学 卒	225,500 円	203,830 円
	高 校 卒	188,650 円	171,820 円

- (注) 1 職員の初任給は、地域手当（給料の10%）を加算している。
- 2 国の職員の初任給は、地域手当が10%支給される地域に勤務した場合の額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

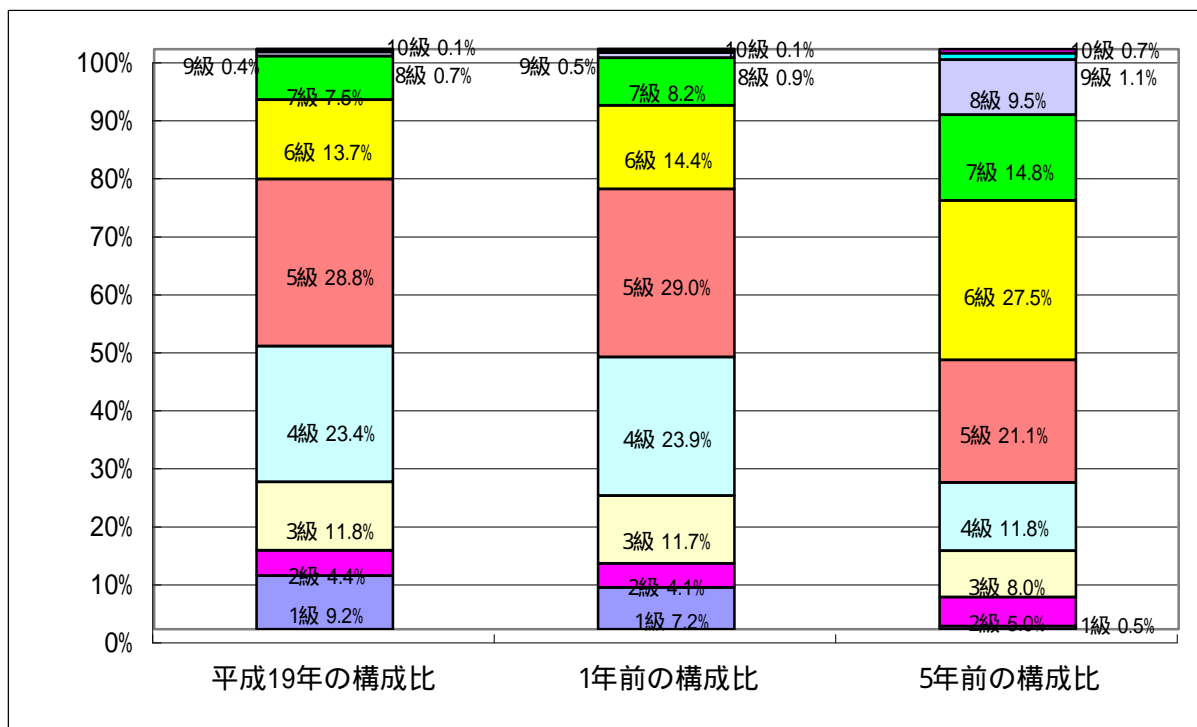
区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	
一般行政職	大 学 卒	281,846 円	345,830 円	388,315 円
	高 校 卒	220,400 円	291,650 円	344,244 円
技能職	高 校 卒	272,500 円	296,900 円	288,800 円
高等学校教育職	大 学 卒	312,069 円	368,114 円	421,445 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	314,916 円	368,142 円	416,665 円
	高 校 卒	281,528 円	341,185 円	389,271 円
警 察 職	大 学 卒	316,100 円	-	-
	高 校 卒	254,567 円	312,980 円	364,540 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
10級	本庁の困難な業務を担当する部長	10	0.1
9級	本庁の部長、副部長	39	0.4
8級	本庁の総務課長	67	0.7
7級	本庁の課長、副課長	740	7.5
6級	主幹、技幹	1,346	13.7
5級	副主幹、副技幹	2,833	28.8
4級	主査	2,308	23.4
3級	主任主事、主任技師	1,164	11.8
2級	高度の知識経験を有する主事、技師	435	4.4
1級	主事、技師	906	9.2

- (注) 1 神奈川県給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年4月1日より級の切り替えを実施。
 (1級・2級 1級、3級 2級、4級 3級、5級 4級、6級 5級、7級 6級、8級 7級、9級 8級、10級 9級・10級)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

管理職については、人事評価結果に基づいて昇給区分(A～Eの5つの区分)を決定。管理職以外の職員についても、平成20年度より管理職と同様に決定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神奈川県		国	
1人当たり平均支給額(18年度) 2,037 千円		-	
(19年度支給割合(給与改定後)) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分		(19年度支給割合(給与改定後)) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 20 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 25 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

管理職については、実績評価に基づいて成績率の区分(「特に優秀」、「優秀」、「良好(標準)」、「良好でない」の4つの区分)を決定。管理職以外の職員についても、平成20年度より管理職と同様に決定。

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

神奈川県			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	5,091 千円	28,139 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		36,384,471 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		499,615 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率) 給与改定後
横浜市・川崎市・鎌倉市	38,417 人	10 %	12 %
横須賀市	4,309 人	10 %	10 %
厚木市	2,275 人	10 %	7.5 %
逗子市・海老名市	1,569 人	10 %	6.5 %
葉山町	265 人	10 %	6 %
藤沢市・茅ヶ崎市・相模原市	10,239 人	10 %	5.5 %
平塚市	3,196 人	10 %	5 %
伊勢原市	829 人	10 %	4.5 %
小田原市・三浦市	2,652 人	10 %	3 %
秦野市・座間市	2,538 人	10 %	2.5 %
綾瀬市・大磯町・二宮町	1,184 人	10 %	2 %
その他の県内市町村	4,394 人	10 %	0 %
平均支給率		10 %	9 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	国の制度(支給率)
鎌倉市、逗子市、厚木市	15 %
横浜市、川崎市、海老名市	12 %
横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、伊勢原市	10 %
平塚市、秦野市、座間市、葉山町	6 %
小田原市、三浦市、綾瀬市、大磯町、二宮町、城山町	3 %
その他の県内市町村	0 %

(注) 1 神奈川県の支給率は給与条例第9条第2項に12%と規定されているが、平成18年度以降は10%に据え置いており、制度完成時期は未定である。また、国の支給率は一般職給与法第11条第3項に規定されている率を記載している。

2 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることをしている。

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		2,897,952 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		111,580 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		35.7 %	
手当の種類(手当数)		19種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税の賦課、徴収に従事する職員	県税の賦課、徴収等の業務	月額8,000円~25,000円
保健福祉業務等従事手当	社会福祉に関する機関等に勤務する職員	社会福祉に関する機関等の困難な業務	日額190円~570円
	保健所等に勤務する職員	精神障害者の診察の立会い、入院保護その他精神障害者に接して行う業務	日額290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等接触手当	保健所等に勤務する職員	職員が感染症等の病原体を有し、もしくは有する疑いのある人に接する業務	日額290円、350円
家畜等取扱手当	食肉衛生検査所等における当該業務に常時従事する職員	と畜検査、預託牛の飼育管理、家畜の飼育等に関する業務	日額230円～940円
	畜産技術センター等の職員	と殺又は解体等の業務	
有害毒薬物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務等	日額400円（常時従事） 200円（常時従事以外）
火薬類取締等業務手当	地域県政総合センター環境部等に勤務する職員	危険物、火薬類、高圧ガス等の取締業務	日額280円～330円
麻薬取締業務手当	薬務課に勤務する職員	麻薬取締法による麻薬取締員としての業務	日額370円
水中等作業手当	職員	橋脚の工事の指揮等、水面下4m以上の深所で行う業務	日額250円～450円
		潜水器具を着用して行う潜水作業	時間額310円～1,500円
教務手当	保健福祉大学等の職員で専門学科又は実技指導業務等を主として担当する職員	専門学科、実技指導業務等	月額 給料月額100分の7 日額 1,280円（教務課長等）
	消防学校に勤務する職員	消防訓練の指導業務	日額400円
危険現場手当	職員	トンネルの築造工事の指導業務で落盤、出水のおそれのある坑内で行う業務等	日額270円～450円
		圧搾空気内における業務、-20以下の冷凍室等における業務	時間額200円～1,000円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務が深夜・夜間・年末年始に行われる業務	1回380円～4,800円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受けて従事した業務	1回620円、1,240円
用地交渉等手当	土木事務所等に勤務する職員	事業に必要な用地の取得等のための特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
災害応急作業等手当	土木事務所等に勤務する職員	河川の堤防等において重大な災害が発生した場合に行う巡回監視、応急作業等の業務	日額540円～1,820円
警察業務手当	警察職員	取締、警戒、警ら等の業務	日額190円～6,000円
航空手当	職員	航空機の整備業務	日額1,050円
	職員	航空機の操縦業務等	時間額1,900円～5,100円 （危険業務に加算あり）
特殊学校手当	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒の学校生活の指導又は介助の補助の業務	日額190円、230円
教員特殊業務手当	小・中・高等学校又は特別支援学校の副校長、教諭等	非常災害時における幼児、児童又は生徒の保護等の業務	日額300円～2,100円
漁業実習等特殊業務手当	三崎水産高校に勤務する職員	練習船による公開における漁業実習又は操船業務に伴う生徒の安全確保の業務等	日額400円～900円 1回2,200円 1時間200円～1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	13,345,253 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	193,645 円
支給実績（17年度決算）	13,349,626 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	194,400 円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (18年度決算)	給職員1人当た り平均支給年額 (18年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がいる場合は このうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円	異	13,000円 6,500円 6,500円 11,000円 5,000円	千円 9,200,573	円 268,348
管理職 手 当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務 の特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある 者に対して支給 139,300円～66,400円(行政職給料表(1)の場合)	異	俸給の特別調整 額 139,300円 ～46,300円	千円 3,809,508	円 974,548
初任給 調 整 手 当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内 (臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43 年以内)に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	異	国の制度では、 科学技術に関する 専門的知識を 有する職員を対 象とするなど支 給範囲及び支給 額が異なる。	千円 117,608	円 2,100,143
住 居 手 当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場 合又は職員が借り受けた住宅に住居して月額 12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2}$ に11,000円を加算 した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	異 同	国の制度では、 所有に係る住宅 に居住している 職員で世帯主で ある場合は、住 居が新築又は購 入された日から 起算して5年間 は月額2,500円 を支給する。	千円 5,720,709	円 136,464
通 勤 手 当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段に よって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出 した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価格)を一 括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え 45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円を超える 場合 運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗 じた額を支給 交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円まで を利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手 当として支給 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出 した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が 20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月 数を乗じた額を支給	異 異 同	交通機関利用 者1箇月当た りの限度額が 55,000円 交通用具利用 者使用距離に 応じ 2,000円～ 24,500円	千円 9,682,179	円 153,749

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (18年度決算)	給職員1人当た 平均支給年額 (18年度決算)
単身 赴手 当	公署を異にする以上又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 16,671	円 292,474
へき地 手 当	へき地学校に勤務する職員、へき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給 (給料月額+給料の調整額+教職調整額+扶養手当) ×8/100(×4/100...へき地に準ずる学校)	関係法 令に基づ いて県で 支給		千円 0	円 0
休 日 勤 手 当	休日に正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 ただし、教育職員には支給しない。	同		千円 5,041,464	円 1,358,885
夜 間 勤 手 当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 2,329,123	円 315,557
宿 日 直 手 当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円 特定(医師等)の宿日直勤務 1回6,400円~11,700円	異	1回4,200円 1回5,900円~ 20,000円	千円 1,799,011	円 263,321
管理職 員特別 勤 手 当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 64,117	円 451,528
寒冷地 手 当	11月から翌年3月までの各月の初日(基準日)に寒冷地に在所する職員に支給。ただし、休職者等は除く。 支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
義務教 育等教 員特別 手 当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部、若しくは幼稚部の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に支給 各給料表の級号給に応じた定額を支給	関係法 令に基づ いて県で 支給		千円 8,265,831	円 188,537
定時制 通 信 教 育 手 当	定時制課程(夜間課程のみ)を置く高校、通信教育を行う高校勤務の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)、特定の実習助手に支給 定時制課程 月額34,000円 通信制課程 月額17,000円 管理職手当受給者 月額27,000円 管理職手当受給者 月額13,000円	関係法 令に基づ いて県で 支給		千円 181,703	円 401,997
産 業 教 育 手 当	農業、水産、工業に関する課程を置く高校で、実習を伴うこれらに関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)、特定の実習助手に支給 級号給に応じた定額を支給	関係法 令に基づ いて県で 支給		千円 190,619	円 409,053
農林漁 業普及 指 導 手 当	農業普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員で支給要件に該当する職員に支給。ただし、管理職手当受給者には支給しない。 給料月額×8/100	関係法 令に基づ いて県で 支給		千円 33,508	円 364,218
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	関係法 令に基づ いて県で 支給		千円 0	円 0
武力攻 撃・災 害等派 遣手 当	国民の保護のための措置の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	関係法 令に基づ いて県で 支給		千円 0	円 0
特定任 期付職 員業績 手 当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	関係法 令に基づ いて県で 支給		千円 0	円 0
任期付 研究員 業 績 手 当	12月1日(基準日)に在職する任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	関係法 令に基づ いて県で 支給		千円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,363,000 円	(1,450,000) 円
	副 知 事	1,090,400 円	(1,160,000) 円
	出 納 長	893,000 円	(950,000) 円
報 酬	議 長	1,200,000 円		
	副 議 長	1,080,000 円		
	議 員	970,000 円		
期 末 手 当	知 事	(19年度支給割合)		
	副 知 事	3.0 月分		
退 職 手 当	議 長	(19年度支給割合(平成19年12月改定後))		
	副 議 長	4.5 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 × 在職月数 × 60/100	41,760,000円	任期ごと
		給料月額 × 在職月数 × 45/100	25,056,000円	任期ごと
	出 納 長	給料月額 × 在職月数 × 30/100	13,680,000円	任期ごと
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

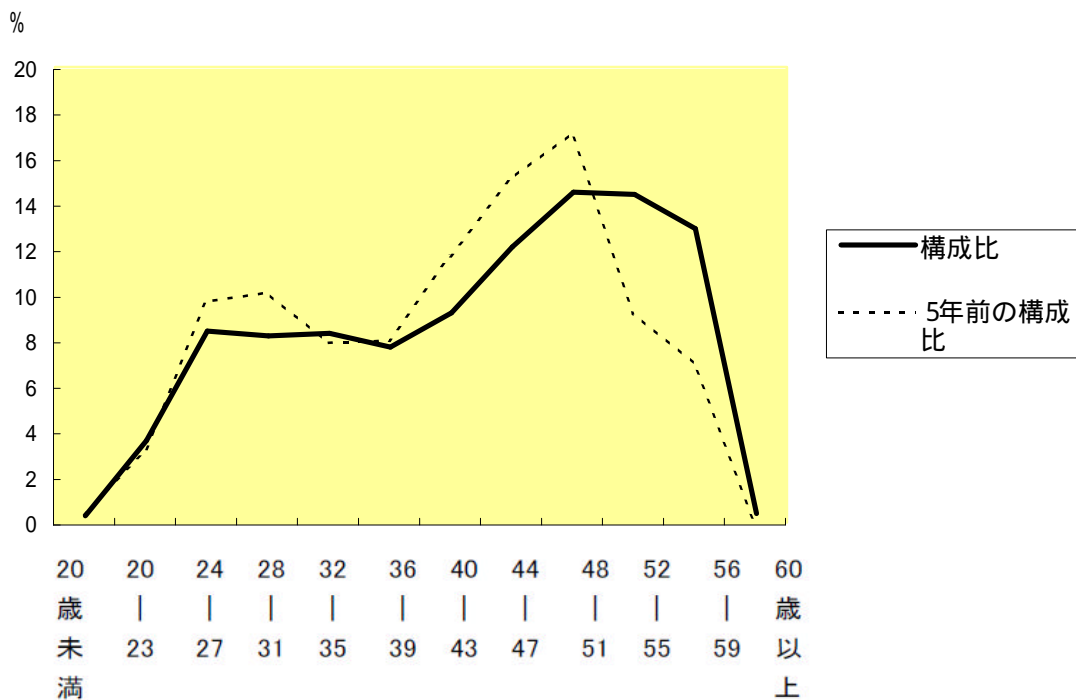
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	71	70	1	業務見直し
		総務企画	1,682	1,662	20	パスポート発給業務の一部委託化等
		税 務	922	900	22	出先機関の庶務事務集中化等
		民 生	1,101	1,086	15	かながわ共同会派遣職員の引上げ等
		衛 生	1,319	1,284	35	津久井保健福祉事務所の廃止等
		労 働	375	362	13	出先機関の庶務事務集中化等
		農林水産	897	861	36	出先機関の庶務事務集中化等
		商 工	402	393	9	工業保安関係免状交付事務の委託化等
		土 木	1,377	1,325	52	出先機関の庶務事務集中化等
	計	8,146	7,943	203	(参考：人口10万人当たり職員数90.9人)	
	教 育 部 門	47,941	47,916	25	出先機関の庶務事務集中化等	
	警 察 部 門	16,654	16,815	+ 161	警察法施行令改正に伴う警察官の増員等	
	小 計	72,741	72,674	67	(参考：人口10万人当たり職員数831.4人)	
公 営 企 業 等 部 門	病 院	2,173	2,174	+ 1	がんセンターの機能充実等	
	水 道	781	743	38	水道料金未納整理業務の一部委託化等	
	下 水 道	85	83	2	業務見直し等	
	そ の 他	278	271	7	出先機関の庶務事務集中化等	
	小 計	3,317	3,271	46		
合 計	76,058	75,945	113	(参考：人口10万人当たり職員数868.8人)		
	[80,306]	[80,567]	[261]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	224人	2,771人	6,395人	6,259人	6,322人	5,810人	6,951人	9,159人	11,039人	10,946人	9,803人	266人	75,945人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政部門	8,311人	7,190人	1,121人	13.5%
教育部門	47,748	47,718	30	0.1
警察部門	16,453	16,743	+290	1.8
公営企業等会計部門	3,415	3,226	189	5.5
総数	75,927	74,877	1,050	1.4

(参考) 行政システム改革基本方針における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	平成22年4月1日における県職員数（教員、警察官を含む定員）は、平成17年4月1日の75,927人を74,877人とする。ただし、19年度以降の警察部門の増減は見込んでいない。

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	17年～19年	（参考） 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	計	
一般行政	職員数	8,311	8,146	7,943		7,190
	増減		165	203	368 (32.8%)	1,121
教 育	職員数	47,748	47,941	47,916		47,718
	増減		193	25	168 (560.0%)	30
警 察	職員数	16,453	16,654	16,815		16,743
	増減		201	161	362 (124.8%)	290
公 営 企 業 等 会 計	職員数	3,415	3,317	3,271		3,226
	増減		98	46	144 (76.2%)	189
計	職員数	75,927	76,058	75,945		74,877
	増減		131	113	18 (1.7%)	1,050

（注）1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	（参考） 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	62,655,858	1,686,200	7,740,741	12.4	12.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	784	3,543,126	1,150,622	1,600,199	6,293,947	8,028

（参考）都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,857

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成19年度の給与抑制措置

企業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	44.4 歳	424,370 円	655,821 円
団体平均	45.3 歳	404,239 円	653,434 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県			一般行政職		
1人当たり平均支給額(18年度)			1人当たり平均支給額(18年度)		
2,033 千円			2,037 千円		
(19年度支給割合(給与改定後))			(19年度支給割合(給与改定後))		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.00 月分	1.50 月分		3.00 月分	1.50 月分	
(1.60) 月分	(0.75) 月分		(1.60) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
職務段階別加算	5 ~ 20 %		職務段階別加算	5 ~ 20 %	
管理職加算	10 ~ 20 %		管理職加算	10 ~ 20 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	14,092 千円	28,553 千円	1人当たり平均支給額	5,091 千円	28,139 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		374,016 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		477,061 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	10 %	742 人	10 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	12 %	12 %

(注) 支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

工 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	27,149 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	55,406 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	62.5 %		
手当の種類（手当数）	8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
未納整理業務手当	各水道営業所に勤務する職員	未納上下水道料金の徴収のために特に困難な交渉又は給水停止の業務	日額500円
水道施設危険作業手当	水道電気局計画課、水道電気局水道施設課、各水道営業所、寒川浄水場又は谷ヶ原浄水場に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の修繕等の業務	日額500円
有害毒薬物等取扱手当	箱根水道営業所、寒川浄水場、谷ヶ原浄水場又は、水道水質センターに勤務する職員	特に危険性を有する薬品、放射性物質もしくは人体に有害な微生物を取り扱う業務	日額400円（常時従事） 250円（常時従事以外）
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円（荒天時750円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け従事する業務	1回620円～1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円 （危険業務に加算有り）

才 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	323,602 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	445 千円
支給実績（17年度決算）	358,175 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	461 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 （平成19年4月現在（給与改定後））	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （18年度決算）	給職員1人当たり 平均支給年額 （18年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がいる場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円	同		千円 128,362	円 268,540
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 68,609	円 1,203,667
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内（臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43年以内）に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	給職員1人当た 平均支給年額 (18年度決算)
住居手当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場合又は職員が借り受けた住宅に住居して月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1箇月の家賃額 - 23,000円}{2}$ に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 56,038	円 104,744
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価格)を一括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000円 + \frac{運賃等相当額 - 45,000円}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,600円を超える場合 運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同		千円 142,106	円 185,034
単身赴任手当	公署を異にする以上又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同	夜間勤務手当	千円 30,740	円 374,878
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同	医師等の宿日直勤務有り	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

(2) 電気事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 7,871,325	千円 813,255	千円 1,628,803	% 20.7	% 21.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,080
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 157	千円 692,882	千円 253,606	千円 314,063	千円 1,260,551	千円 8,029	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成19年度の給与抑制措置
企業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(19年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	42.3 歳	416,945 円	648,251 円
団体平均	40.8 歳	368,002 円	587,939 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,988 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 2,037 千円	
(19年度支給割合(給与改定後)) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分		(19年度支給割合(給与改定後)) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分	
勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分		勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	14,092千円	28,387千円	1人当たり平均支給額	5,091千円	28,139千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		74,035千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		471,561円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10%	151人	10%

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	12%	12%

（注）支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		5,186千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		47,578円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）		69.4%	
手当の種類（手当数）		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円（荒天時750円）
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は、発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	日額500円（荒天時750円～1,000円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け従事する業務	1回620円～1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円（危険業務に加算有り）

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	73,955 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	521 千円
支給実績（17年度決算）	81,105 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	541 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算) 千円	給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算) 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円	同		29,868	281,774
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		17,595	1,173,000
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内（臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43年以内）に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同			
住居手当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場合又は職員が借り受けた住宅に住居して月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}$ に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		11,735	99,449
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価格）を一括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,000円を超える45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 4,500 \text{ 円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,600円を超える場合 運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給	同		31,605	203,903

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	給職員1人当た 平均支給年額 (18年度決算)
通勤手当	異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同			
単身赴任手当	公署を異にする以上又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同	夜間勤務手当	千円 9,627	円 163,169
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同	医師等の宿日直勤務有り	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

(3) 公営企業資金等運用事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 657,499	千円 463,779	千円 234,649	% 35.7	% 36.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 23	千円 105,093	千円 39,225	千円 47,944	千円 192,262	千円 8,359	千円 7,858

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成19年度の給与抑制措置

企業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	42.2 歳	419,511 円	688,570 円
団体平均	42.9 歳	416,241 円	654,856 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額（18年度） 2,085 千円		1人当たり平均支給額（18年度） 2,037 千円	
（19年度支給割合（給与改定後）） 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分		（19年度支給割合（給与改定後）） 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 20 %		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 20 %	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	14,092 千円	28,387 千円	1人当たり平均支給額	14,092 千円	28,387 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		11,092 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		482,261 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10 %	23 人	10 %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	12 %	12 %

（注）支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円 (危険業務に加算有り)

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	15,677 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	682 千円
支給実績（17年度決算）	18,973 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	703 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がいる場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円	同		千円 3,834	円 319,500
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円(企業行政職給料表の場合)	同		千円 1,988	円 994,000
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内(臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43年以内)に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場合又は職員が借り受けた住宅に住居していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 1箇月の家賃額 - 23,000円 ² に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 1,847	円 115,438

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	給職員1人当た 平均支給年額 (18年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価格)を一括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 45,000円 + $\frac{\text{運賃等相当額} - 45,000\text{円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,600円を超える場合 運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同		千円 4,787	円 217,591
単身赴任手当	公署を異にする以上又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同	夜間勤務手当	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同	医師等の宿日直勤務有り	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

(4) 相模川総合開発共同事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 1,615,392	千円 0	千円 533,361	% 33.0	% 32.7

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 59	千円 259,538	千円 85,078	千円 117,541	千円 462,157	千円 7,833	千円 7,858

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成19年度の給与抑制措置
企業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(19年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	43.0 歳	419,076 円	637,159 円
団体平均	42.9 歳	416,241 円	654,856 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,992 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 2,037 千円	
(19年度支給割合(給与改定後)) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分		(19年度支給割合(給与改定後)) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 10~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	14,092 千円	28,387 千円	1人当たり平均支給額	5,091 千円	28,139 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		27,517 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		466,390 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	10 %	59 人	10 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	12 %	12 %

(注) 支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		1,650 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		33,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		84.7 %	
手当の種類(手当数)		7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円(荒天時750円)
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は、発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	日額500円(荒天時750円~1,000円)
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の点検、修理又は操作の作業	日額1,000円~2,600円
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円~900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円~2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け従事する業務	1回620円~1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円(危険業務に加算有り)

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	21,902 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	398 千円
支給実績(17年度決算)	27,321 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	497 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (18年度決算)	給職員1人当た り平均支給年額 (18年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合は このうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円	同		千円 10,643	円 287,649
管理職 手 当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務 の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対し て支給 139,300円～66,400円(企業行政職給料表の場合)	同		千円 4,989	円 1,247,250
初任給 調 整 手 当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内 (臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43 年以内)に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住 居 手 当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場 合又は職員が借り受けた住宅に住居して月額 12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}$ $\frac{\quad}{2}$ に11,000円を加算 した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	同		千円 4,090	円 102,250
通 勤 手 当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段に よって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出 した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価格)を一 括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,000円を超え 45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}$ に支給単 $\frac{\quad}{2}$ 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,600円を超える 場合 運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗 じた額を支給 交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円まで を利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手 当として支給 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出 した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が 20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月 数を乗じた額を支給	同		千円 11,285	円 191,271

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
単身赴手当	公署を異にする以上又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同	夜間勤務手当	千円 3,002	円 93,813
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同	医師等の宿日直勤務有り	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

(5) 酒匂川総合開発事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 711,114	千円 0	千円 359,455	% 50.5	% 48.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 40	千円 175,758	千円 66,993	千円 79,467	千円 322,218	千円 8,055	千円 7,858

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成19年度の給与抑制措置
企業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	42.7 歳	416,638 円	639,414 円
団体平均	42.9 歳	416,241 円	654,856 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県	一般行政職
1人当たり平均支給額（18年度） 1,987 千円	1人当たり平均支給額（18年度） 2,037 千円
（19年度支給割合（給与改定後）） 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	（19年度支給割合（給与改定後）） 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	14,092 千円	28,387 千円	1人当たり平均支給額	5,091 千円	28,139 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		18,554 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		463,850 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10 %	39 人	10 %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	12 %	12 %

（注）支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	1,255 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	35,857 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	87.5 %
手当の種類（手当数）	6 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理事業等の業務	日額500円（荒天時750円）
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は、発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	日額500円（荒天時750円～1,000円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け従事する業務	1回620円～1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円（危険業務に加算有り）

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	23,215千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	611千円
支給実績（17年度決算）	21,194千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	558千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 （平成19年4月現在（給与改定後））	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （18年度決算）	給職員1人当たり平均支給年額 （18年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がいる場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円	同		千円 7,377	円 273,222
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 2,406	円 1,203,000
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内（臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43年以内）に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場合又は職員が借り受けた住宅に住居していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}}{2}$ に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 2,691	円 107,640

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	給職員1人当た 平均支給年額 (18年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価格)を一括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 45,000円 + $\frac{\text{運賃等相当額} - 4,5000\text{円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,600円を超える場合 運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同		千円 7,484	円 187,100
単身赴任手当	公署を異にする以上又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同	夜間勤務手当	千円 4,011	円 129,387
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同	医師等の宿日直勤務有り	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

(6) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B / A	
	千円	千円	千円	%	%
18年度	48,932,853	46,550	23,057,789	47.1	46.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 2,287	千円 9,376,055	千円 4,303,678	千円 4,079,856	千円 17,759,589	千円 7,765	千円 7,492

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(19年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	40.2 歳	394,194 円	660,897 円
うち医師	43.6 歳	546,803 円	1,158,321 円
うち看護師	37.5 歳	351,027 円	553,962 円
うち事務職	43.5 歳	413,617 円	679,345 円
団体平均			
うち医師	43.2 歳	546,714 円	1,244,347 円
うち看護師	37.4 歳	319,836 円	517,225 円
うち事務職	43.3 歳	378,305 円	610,581 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,927 千円		2,037 千円	
(19年度支給割合(給与改定後))		(19年度支給割合(給与改定後))	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.50 月分	3.00 月分	1.50 月分
(1.60) 月分	(0.75) 月分	(1.60) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5 ~ 20 %	職務段階別加算	5 ~ 20 %
管理職加算	10 ~ 20 %	管理職加算	10 ~ 20 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	1,774 千円	26,530 千円	1人当たり平均支給額	5,091 千円	28,139 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		963,443 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		443,166 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	10 %	2,174 人	10 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	12 %	12 %

(注) 支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		346,940 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		257,757 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		61.9 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
病院業務従事手当	病院に勤務する職員	患者の診療、看護の補助及び指導等の業務	日額190円～1,260円
感染症等接触手当	病院に勤務する職員	感染症等の病原体を有し、又はその疑いのある人に接する業務等	日額290円、350円
有害毒薬物等取扱手当	病院に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務等	日額250円
夜間特殊業務手当	病院に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～3,300円
夜間緊急業務手当	病院に勤務する職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け従事する業務	1回620円、1,240円

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	1,143,228 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	614 千円
支給実績(17年度決算)	1,134,143 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	596 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (18年度決算) 千円	給職員1人当た 平均支給年額 (18年度決算) 円
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合は このうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円	同		178,060	245,939
管理職 手 当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務 の特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある 者に対して支給 139,300円～66,400円(病院行政職給料表(1)の場合)	同		69,745	1,423,371
初任給 調 整 手 当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内 (臨床研修修了者は44年以内、インターン修了者は43 年以内)に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		644,348	2,507,191
住 居 手 当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場 合又は職員が借り受けた住宅に住居していて月額 12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}$ に11,000円を加算 した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	同		195,650	185,450
通 勤 手 当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段に よって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出 した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価格)を一 括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,000円を超え 45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃額相当額が45,600円を超える 場合 運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗 じた額を支給 交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円まで を利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手 当として支給 異動に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出 した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が 20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月 数を乗じた額を支給	同		254,337	162,205

手当名	内容及び支給単価 (平成19年4月現在(給与改定後))	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	給職員1人当た 平均支給年額 (18年度決算)
単身 赴手 当	公署を異にする以上又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円	円
夜間 勤務 手 当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 386,547	円 328,697
宿日直 手 当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円 特定(医師等)の宿日直勤務 1回6,400円～11,700円	同		千円 123,147	円 320,695
管理職 員特別 勤務 手 当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任 期付職 員業績 手 当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0
任期付 研究員 業績 手 当	12月1日(基準日)に在職する任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

8 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

(1) 現 状

給与について

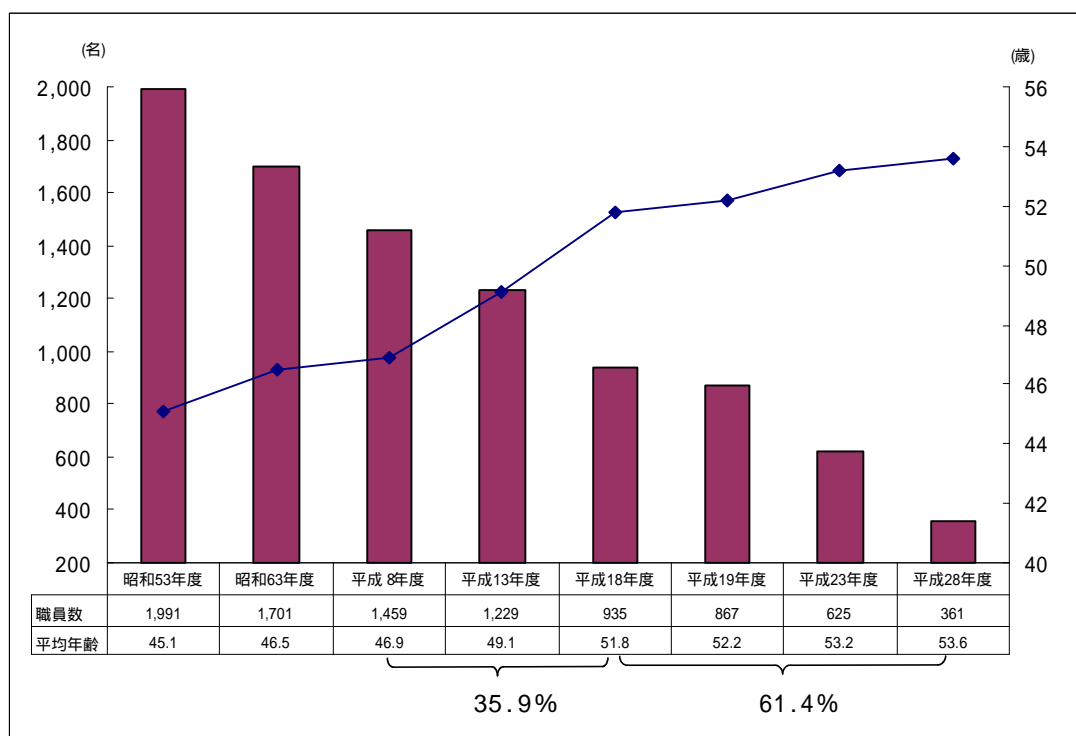
給与については、国の同種の職員に適用されている行政職俸給表(二)に準拠した給料表を適用しており、国との均衡を図ってきた。

しかし、技能労務職員は、人事委員会の給与勧告の対象外であるため、類似する職種の県内民間企業の給与水準を示す直接的なデータがないことから、民間企業の同種の職員との均衡という視点は間接的なものにとどまっている。

技能労務職員については、平成10年度以降、退職不補充を継続してきた結果、常勤職員の減少により、人件費は大幅に削減されてきた。

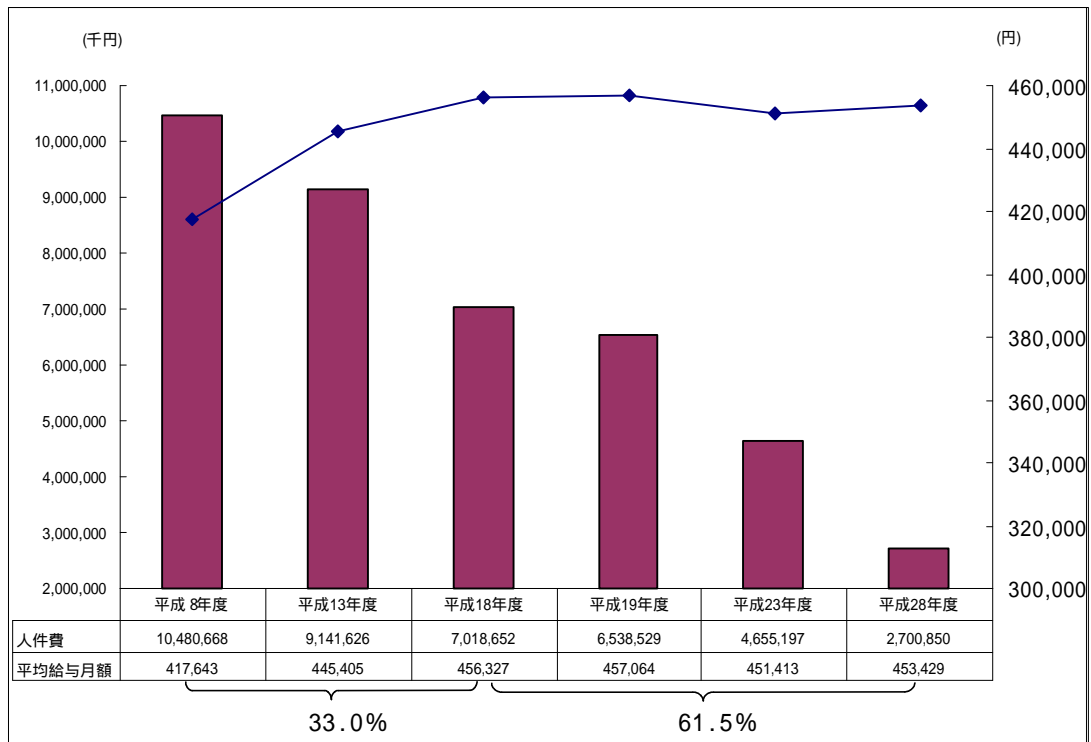
その一方で新陳代謝が進まないことから、職員の高齢化が進み、平均給与月額の高い水準となっているが、平成18年度に実施した給与構造改革により、給料月額を平均4.9%引き下げたところである。

【職員数と平均年齢の推移（昭和53年度～平成28年度）】



(注) 職員数は、全任命権者の常勤職員の総数

【人件費と平均給与月額の変遷（平成8年度～平成28年度）】



- (注) 1 平均給与月額は、全任命権者の常勤職員の額
 2 平成23、28年度は、退職不補充として推計

【平均給与月額の民間比較】

(単位：円)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成23年度	平成28年度
本 県	常勤職員	456,327	457,064	451,413	453,429
	常勤職員 + 臨任・ 非常勤 (1)	347,603	338,826	288,154	237,035
民 間	賃金構造基本統計 調査 (2)	270,225			
	民間給与実態調査 (3)	451,553	432,141	-	-

- () 1 平成23、28年度は、職員の退職後に、臨任・非常勤をあてたとして推計
 2 賃金構造基本統計調査は、総務省が公表した調理士、用務員、自家用乗用自動車運転者、内線電話交換手の数値を平均したもの
 3 人事委員会が実施した民間給与実態調査で公表された数値を平均したもの

技能労務の業務について

技能労務職員が従事する業務については、業務内容や業務の性格に着目して、従来から、業務の見直し、委託化・非常勤化を順次進めてきた。こうした取り組みにより、技能労務に従事する職員の総数は減少し続けている。

業務内容としては、委託化・非常勤化に馴染む業務が多いため、毎年見直しを進めてきているが、技能労務に関する業務の今後の運営方法等、抜本的な検討が必要な時期となっており、技能労務職員の職域全般について、見直しに関する方針と計画を示していく必要がある。

【これまでの業務見直しの状況】

項 目	内 容
業務の委託化	自動車運転業務、福祉施設・病院の調理業務、 逡送・郵送業務、警備業務 等
指定管理者制度等の導入	福祉施設管理運営、都市公園管理運営 等
その他業務見直し	印刷業務外注化、電話交換業務ダイヤルイン化 等

(2) 今後の取組方針

民間との均衡をより重視した給与の決定

ア 見直しの基本的な考え方

昇給や昇格などの給与制度については、技能労務職員も本県の一般職員との均衡を考慮して決定されるべきものであるが、給与の水準については、県内民間企業との均衡をより重視したものとする。また、能力と実績に着目した運用を徹底する。

イ 具体的な取組内容

- ・ 県内民間企業における技能労務職員の給与水準を把握するため、平成20年度に人事委員会
が実施する職種別民間給与実態調査において、調査対象の拡充に努める。
- ・ 賃金構造基本統計調査について、正規職員・非正規職員の別や経験年数別の詳細分析を行
う。

- ・ 職種別民間給与実態調査及び賃金構造基本統計調査の分析結果、業務分析等を踏まえ、平成20年度中に給与水準に関する検証・検討を行った上で、平成21年度から順次見直しを実施する。
- ・ 能力と実績に応じた給与制度とするため、平成20年度から人事評価システムの評価を活用した新たな昇給、昇格を実施するとともに、勤勉手当の成績率の適用を行う。

退職不補充を基本とした委託化・非常勤化の推進

ア 見直しの基本的な考え方

- ・ 技能労務に関する業務については、今後全ての業務について「委託化」又は「非常勤化」による「退職不補充」を基本に見直しを進め、より一層の業務の効率化を図る。
ただし、委託に馴染まない分野、県職員としてその技術を継承していくことが必要とされる分野等がある場合には、業務実態等を十分に検証し、個別に効率性、必要性を見極めた上で、対応を検討する。
- ・ なお、見直しに当たっては、県民サービスの低下や業務運営に支障が生じないように、計画的に進める。

イ 具体的な取組内容

平成20年度中に、各職種ごとに詳細な業務分析を行い、委託化、非常勤化を進める年次計画を策定して、順次見直しを実施する。

【今後の技能労務業務の見直し方向】

見直し方向	想定される業務分野(例)
委託化	自動車運転、庁舎技能、調理等、民間事業者の動向等から効率化、経費節減効果が期待できる分野 等
非常勤化	上記の他、常時一定の正規職員を配置する必要性の低い分野 等
その他	業務の集約化や組織再編等による整理がなされる分野 技能労務業務として継続していく必要性のない分野 等